

意見表明：開発協力大綱案の「実施体制」のなかの「官民連携、自治体連携」について

2014年11月16日

(一財) アジア・太平洋人権情報センター (ヒューライツ大阪)

藤本 伸樹

「開発協力大綱案」の「P10 (ア) 官民連携, 自治体連携」には、「これまで公的資金による開発協力によってハード・ソフトの基礎インフラを整備したことを通じて投資環境が改善してきたこと、また開発協力が触媒的役割を果たすことにより民間企業の投資を促し、当該国の成長と貧困削減につながってきた」「その過程を通じて、アジアが日本の民間企業の重要な市場や投資先として成長し、日本経済にとって極めて重要な存在となったという事実を再認識することも重要である」という考えが述べられています。

そのために、「民間部門主導の成長を促進することで開発途上国の経済発展を一層力強く効果的に推進し、日本経済の力強い成長にもつながるよう、官民連携・自治体連携による開発協力を推進する」という方針が展開されています。

1992年以來の「政府開発援助 (ODA) 大綱」が、「開発協力大綱」へと名称が変更されるのも、官からとりわけ官民への主体が拡大するという枠組みのシフトが明確に示されているものと思います。

そのように、新大綱案は、今後の「実施体制」において、日本の官民の連携によって、開発協力、それをてこととする経済発展に向かうアクセルを踏み続けてきたことの成果や、今後の積極的展望が強調されています。

一方、p4「基本方針」の「人間の安全保障の推進」の項目、および「重点課題」の『質の高い成長』とそれを通じた貧困撲滅の項目では、「成長は単なる量的な経済成長ではなく、成長の果実が社会全体に行き渡り、誰ひとり取り残されないという意味で『包摂的』であり、環境との調和への配慮」という人権と環境の視点から重要なポイントが明記されています。

そこで、これまでを振り返ったとき、どうだったのか。残念ながら、この「人間の安全保障」の理念に反するようなマイナスの影響をもたらした開発プロジェクトについて想起せざるをえません。たとえば、インフラ整備に伴う地元住民に対する物理的あるいは心理的暴力を伴った強制立ち退き、移転先での生活の困窮化、大気汚染などの環境問題を引き起こしたプロジェクトなどがあげられます。

日本の官民連携で推進されている代表的プロジェクトとして、現在進行しているミャンマーの「ティラワ工業団地の整備と運営」に関わる事業がありますが、住民の意思に反した立ち退きを始めとする問題を引き起こしており、地元住民、日本および国際 NGO などから具体的な問題の指摘と改善要請が行われています。

被害を受けた住民が日本および地元の裁判所に提訴したケースも存在します。提起された問題に対して、日本政府そして実施機関である国際協力機構 (JICA) は何らかの善後策

に取り組んできた事例も多々あると思います。

そのような負の教訓があるにもかかわらず、大綱案には、「バラ色の成果と展望」のみが強調されています。これではまるで、アクセルあってブレーキなしの車を製造し走らせようとしているように思えます。反省なきところには、失敗が繰り返されるのではないのでしょうか。脆弱な立場に置かれやすい、つまり権利が侵害されやすい人たちが開発から取り残されてしまうという懸念が尽きません。

そこで、新大綱の「官民連携、自治体連携」に盛り込むべき具体的な提案として3点あげます。

1. 過去の開発協力プロジェクトのなかで、当該国の環境や社会、住民の生活や権利に負の影響をもたらしたことがあることを踏まえる（認識する）という趣旨の一文を加える。

2. 開発協力の実施において、官民いずれについても、国連を始めとする国際的に承認された人権基準を尊重すべきであること、すなわち国際人権基準に則り活動するよう努めることを盛り込む。

3. 企業に関しては、公的資金による事業の受注、あるいはインフラ整備後の投資活動において、国連や経済協力開発機構（OECD）によって策定され国際的な基準となっている企業の社会的責任（CSR）を遵守すること。企業活動を通じて人権に負の影響を引き起こしたり、助長することを回避するとともに、そのような事態が生じた場合には誠実に対処すること。企業活動における部品や製品の調達やサービスを受けるなどのサプライチェーンや、技術開発、人材育成などの活動とつながっているバリューチェーンに関わるステークホルダーの人権に配慮すること、を盛り込むこと。

開発協力を推進するためのアクセルは馬力があり強力なほうがいいのかもしれない。しかし、同時に人権尊重という普遍的価値の実施と実現を、開発協力、およびそれを継承する投資活動における重点課題として据える必要があるのではないのでしょうか。

<国際基準の具体例>

人権基準に関して、世界人権宣言、および日本が締約国となっている国際人権規約（社会権規約・自由権規約）、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、人種差別撤廃条約など、ILOの中核的労働基準など。

<企業の社会的責任（CSR）に関して>

- ・国連「グローバル・コンパクト」、・「ビジネスと人権に関する指導原則」
- ・OECD 多国籍企業行動指針
- ・ISO26000